

輪島市長 坂口 茂 殿

(申請者) 〒 - - 住 所 _____
(ふりがな) _____
氏 名 _____

電話番号(- -)

補助事業認定申請書

輪島市住宅耐震化促進事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり補助事業の認定を申請します。

また、輪島市が補助事業の認定にあたり必要な事項及び内容について調査することを承諾します。

記

補助対象者の区分	所有者	☐	居住者	☐
	所有予定者	☐	居住予定者	☐
補助対象住宅の所在地	輪島市			
補助対象住宅の建築時期	年 月			
補助対象事業の実施予定	着手： 年 月		完了： 年 月	
補助対象事業の区分	耐震改修工事	☐	安全対策工事	☐
	除却工事	☐	建替え工事	☐
予定補助対象経費額	円			
予定補助金申請額	円			

添付書類(□にチェック)		耐震改修	安全対策	除却	建替え
1	補助事業計画報告書(別紙第 1 号)	☐	☐	☐	☐
2	誓約書(別紙第 2 号)	☐	☐	☐	☐
3	耐震診断報告書及び補助対象住宅の位置図	☐	☐	☐	☐
4	補助対象事業の内容がわかる図面(平面図等)	☐	☐	☐	☐
5	新たに建築する住宅の設計者及び工事監理者が確認できる書類	—	—	—	☐
6	補助対象事業に係る見積書(内訳がわかるもの)	☐	☐	☐	☐
7	補助対象住宅の所有者又は居住者がわかる書類	☐	☐	☐	☐
8	補助対象住宅の建築年月がわかる書類	☐	☐	☐	☐
9	補助対象住宅の罹災証明書の写し(最新のもの)	☐	☐	☐	☐
10	申請者の本人確認書類の写し(免許証等)	☐	☐	☐	☐
11	その他市長が必要と認める書類(委任状等)	☐	☐	☐	☐

輪島市長
この申請書及び添付書類に記載された内容を、個人が特定できない範囲で耐震対策関連事業の普及及び啓発目的で利用することに同意します。また、同様に石川県が耐震対策関連事業の推進のため必要とする場合には、輪島市が石川県に対し情報提供することに同意します。

令和 年 月 日 申請者氏名 _____

※申請者と所有者又は居住者が異なる場合はこの欄に記名・押印してください。

同 意 書

輪島市長
上記申請者が、この申請書に記載された補助対象事業を実施することに、補助対象住宅の(所有者・居住者)として同意します。

令和 年 月 日 氏名 _____

補助事業計画報告書

申請者氏名									
補助対象住宅所在地									
新たに住宅を建築する土地									
耐震診断	会　社　名						TEL：		
	所　在　地								
	耐　震　診　断　者			氏名：			本籍地：		
				(　　　　　)建築士(　　　　　)登録　第　　　　　号					
				講習会主催者：			講習終了番号：		
補強計画	会　社　名						TEL：		
	所　在　地								
	補　強　計　画 作　成　者			氏名：			本籍地：		
				(　　　　　)建築士(　　　　　)登録　第　　　　　号					
				講習会主催者：			講習終了番号：		
工　　事	会　社　名						TEL：		
	所　在　地								
	担　当　者　氏　名								
耐震改修工事費				耐震改修工事に係る費用：　　　　　　　　　円					
安全対策工事費				安全対策工事に係る費用：　　　　　　　　　円					
除却工事費				除却工事に係る費用：　　　　　　　　　円					
建替え工事費				建替え工事に係る費用：　　　　　　　　　円					
診 断 時	階	方　向	上部構造評点 edQu/Qr	壁・柱耐力 Qu(kN)	配置 eKfl	劣化度 dK	保有耐力 edQu(kN)	必要耐力 Qr(kN)	
		X							
			Y						
		2F	X						
	Y								
改 修 時	階	方　向	上部構造評点 edQu/Qr	壁・柱耐力 Qu(kN)	配置 eKfl	劣化度 dK	保有耐力 edQu(kN)	必要耐力 Qr(kN)	
		X							
			Y						
		2F	X						
	Y								
	地盤・基礎に関する措置								
	壁・柱耐力及び 配置に関する措置								
	劣化度に関する措置								
	屋根・外壁等の安全対策に 関する措置								
	その他								

令和 年 月 日

輪島市長 坂口 茂 殿

(誓約者)

住 所 _____

氏 名 _____

誓約書

私は、輪島市住宅耐震化促進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき補助事業の認定を申請するにあたり、下記のとおり誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に違反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、一切の異議は申し立てません。

記

- 1 補助事業を実施する補助対象住宅又は補助事業の実施にあわせて新たに建築する住宅は、工事完了後速やかに居住の用に供します。
- 2 工事完了後、次の書類を提出します。(提出する書類にチェック)
☐ 住民票の写し
☐ その他居住が確認できる書類(書類名：)